

## 第7回伊奈亭落語会

三遊亭円楽一門の真打ちを招いて、第7回伊奈亭落語会が開催されます。

小さな落語会ならではの臨場感あふれる、下町風情を味わう落語会をお楽しみください。

### ▼出演

前座 三遊亭好吉

ゲスト びるぎ(キタレレ漫談)

落語家 三遊亭円左衛門

▼日時 2月20日(日) 午後2時

▼会場 河辺宅(神生111)

▼料金 2000円(小中高生1000円)

▼申し込み定員 広報紙をご覧になった方先着10人

申請 河辺 ☎58・7608

## つくばみらい消防署 普通救命講習会

けがや病気などで呼吸や心臓が停止してしまった場合、心肺蘇生法・AEDの操作・止血法などの知識がないと処置できません。人を救う知識技能を身につけるためにも、消防署で行う普通救命講習会にご参加ください。参加費は無料です。

また3人以上の方が集まれば、随時開催しますのでご相談ください。

▼日時 2月20日(日) 午前9時

(正午)

▼会場 市伊奈保健センター

▼対象者 中学生以上

▼定員 20人

※市内在住の方を優先

▼内容 人工呼吸・AEDの使用法・止血法

※講習会終了時に修了証を交付

申請 つくばみらい消防署・警防係 ☎58・0111

## 上級救命講習会

目の前で家族が倒れたら、あなたは愛する人を救うことができますか。応急手当をすることができたら、命を救える可能性が高くなります。もしものためにもぜひ、受講しておきましょう。受講料は無料です。

▼日時 2月27日(日) 午前9時

午後5時

※受付は、午前8時45分

▼会場 常総広域消防本部・守谷消防署(守谷市御所ヶ丘4

1・2)

▼対象者 中学生以上の方

※つくばみらい市・常総市・守谷市内に在住・在勤の方が優先

されます。

▼定員 30人

▼講習 普通救命講習に、傷病者管理、外傷の応急手当、搬送法を加えた内容

▼申込期間 2月1日(火)〜15日

(火)まで、平日(月)〜金曜日) 午前8時30分〜午後5時15分

申請 常総広域消防本部・警防課 ☎23・0903

## 取手地方広域下水道組合 競争入札参加願い受付

平成23・24年度の取手地方広域下水道組合の「競争入札参加願い」を、次のとおり受け付けます。

▼受付期間 1月31日(月)〜2月

25日(金) 午前9時30分〜11時

30分、午後1時〜4時

※2月18日(金)は会場の都合上、受け付けを行いません。

▼受付場所 取手地方広域下水道組合 3階会議室

▼提出書類 申請書、添付書類一式・電算入力用紙

※書類は、取手市および取手地方広域下水道組合ホームページからもダウンロード出来ます。

申請 取手地方広域下水道組合 ☎0297・74・4125

## いばらき公共交通利用促進キャンペーン!

県内全市町村と県、交通事業者および関係団体により構成する「茨城県公共交通活性化会議」では、2月から3月にかけて「いばらき公共交通利用促進キャンペーン」を実施します。

詳しいことは、茨城県公共交通活性化会議ホームページ「鉄道・バス・タクシーいばらき」をご覧ください。

◇公共交通シンポジウム◇

▼日時 2月17日(木) 午後1時

〜4時30分まで

▼場所 茨城県民文化センター

▼参加料 無料

◇県内一斉ノーマイカデー◇

▼一斉取組日 2月9日(水)

問 茨城県企画課交通対策室 ☎029・301・2536

<http://www.koutsu-ibaraki.jp/>

## いばらき花フェスタ 2011

「いばらき花フェスタ2011」は、多くの方に花のある生活のすばらしさを身近に感じていただき、「花と緑にあふれる茨城」を実現するために開催する花の総合イベントです。

▼日時 2月19日(土)・20日(日)

午前10時〜午後4時30分(20日(日)は午後3時まで)

▼場所 つくばカピオ

▼入場料 前売券500円、当日券600円(中学生以下は無料)

※入場券は、コンビニエンスストア各店(セブンイレブン・ローソン・ファミリーマート・サンクス)、つくばカピオ、県庁生協

売店にて発売中。

▼内容 主催者特別展示(ステージを併設した花のオブジェ) / フラワーデザインのプロ達による競技会 / 世界らん展日本大賞受賞者などによる作品展示 / 花き・園芸用品・農産物・飲食等のPR、販売 / 体験教室など

申請 「いばらき花フェスタ実行委員会事務局(茨城県園芸流通課内)」 ☎029・301

・3654 <http://hanafes.web.infoseek.co.jp/>

平成22年10月16日から適用

## 茨城県最低賃金改定 時間額690円

茨城労働局では、茨城県最低賃金(地域別最低賃金)を、時間額690円(昨年度より12円引き上げ)に改訂決定しました。この最低賃金は、平成22年10月16日から、茨城県内の全産業・全労働者に適用されます。最低賃金法により、茨城県最低賃金に満たない賃金額を内容とする雇用契約は、労使双方の合意で締結したとしても、賃金については無効とされ、最低賃金額と同額の契約をしたものとみなされます。

問 茨城労働局労働基準部資金室 ☎029・224・6216